



# 新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

# 公明党葛飾総支部

## 個人・世帯向け



**給付**  
(もらえる)

- 新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に
- 離職等で**住居を失った・失うおそれがある**
- 子育て世帯**で家計が大変
- 失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

**特別定額給付金**

**一律1人10万円を給付**

住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

**住居確保給付金**

家賃実費支給 (例) 2人世帯で月6万4000円が上限(東京都)  
支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)

子育て世帯への**臨時特別給付金**

児童手当の受給者に対し、  
子ども1人当たり1万円を給付

**高等教育修学支援制度**

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

**貸付**  
(かりる)

収入が減って**家計の維持が難しい**

**緊急小口資金(特例貸付)**

貸付上限**~10万円**(特に必要な場合は**~20万円**)  
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内

**総合支援資金(特例貸付)**

2人以上世帯は**~20万円**、単身は**~15万円**  
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内  
原則3ヵ月まで

**猶予**  
(支払延長)

- 町村民税・固定資産税・国保税**が支払えない
- 国民年金保険料**が支払えない
- 公共料金や電話料金(固定・携帯)**が支払えない
- 住宅ローン**が支払えない

自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定

自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定  
国民健康保険は免除制度あり

支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

**葛飾区特別定額給付金** 03-5654-7131  
コールセンター 08:30~17:00(毎日)

**葛飾区役所福祉管理課** 03-5654-8625  
自立相談支援窓口 08:30~17:00(土日祝除く)

**葛飾区役所子育て支援課** 03-5654-8294  
児童手当係 08:30~17:00(土日祝除く)

日本学生支援機構 0570-666-301  
09:00~20:00(土日祝除く)

**葛飾区社会福祉協議会** 03-5698-2457  
8:30~17:00(土日祝除く)

厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」  
0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)

**葛飾区役所税務課** 03-5654-8280  
08:30~17:00(土日祝除く)

**国保年金課** 03-5654-8214  
08:30~17:00(土日祝除く)

各電気・ガス・水道・電話等事業者

各金融機関または  
金融庁相談ダイヤル 0120-156811  
10:00~17:00(土日祝除く)

## 事業主向け



**給付**  
(もらえる)

- 感染拡大防止のため**休業や時間短縮**をした
- 自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**
- 従業員に休んでもらう場合**
- 従業員に子どもがいる場合**
- フリーランスで子どもがいる場合**

**感染拡大防止協力金**

**50万円支給(2店舗以上有する事業者は100万円)**

**持続化給付金**

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、  
その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付  
上限:中小**200万円**、個人事業**100万円**

**雇用調整助成金(コロナ特例)**

休業等助成(中小なら**最大10分**の9まで)  
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

**小学校休業等対応助成金**

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合  
**1日あたり8,330円**を上限に賃金相当額を助成

**小学校休業等対応支援金**

小学校等休校で休業したフリーランス  
(委託を受けて個人で仕事をする保護者)  
**1日あたり4,100円(定額)**を助成

**貸付**  
(かりる)

**資金繰り**のため融資を受けたい

**無利子・無担保融資**  
(借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少  
**据え置き最大5年**

**セーフティーネット保証(4・5号)**  
/危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、**与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)**

**マル経融資の金利引き下げ**

前年比5%以上で売上減少で 融資限度額:別枠**1000万円**  
当初3年間 金利を**0.9%引き下げ**(商工会議所等の推薦が必要)

**猶予**  
(支払延長)

- 法人税や消費税などの納税が難しい\***
- 社会保険料**が支払えない

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比**▲20%**以上)した事業者は**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

東京都緊急事態措置等  
感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567  
09:00~19:00(土日祝含む)

**持続化給付金事業** 0120-115-570  
コールセンター 08:30~19:00(5、6月は土日祝含む)

厚生労働省 0120-60-3999  
コールセンター 09:00~21:00(土日祝含む)

日本政策金融公庫 0120-154-505  
09:00~19:00(土日祝除く)

民間金融機関\*

取引のある金融機関 03-5680-0801  
または東京信用保証協会(葛飾支店) 09:00~18:00  
(土日祝除く)

日本政策金融公庫 0120-154-505  
09:00~19:00(土日祝除く)

**葛飾税務署** 03-3691-0941  
08:30~17:00(土日祝除く)

健康保険協会または組合・日本年金機構

